

学校法人東大阪准看護学院

理事会 御中

評議員会 御中

令和4年4月25日

学校法人東大阪准看護学院

監事 山本 千加子

監事 尾崎 仁

監事 堀木 聡

私たち学校法人東大阪准看護学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東大阪准看護学院寄付行為第16条に基づき、学校法人東大阪准看護学院の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び必要に応じ評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人東大阪准看護学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。